

鹿角市歴史民俗資料館条例（平成29年3月1日条例第5号）

最終改正:令和8年3月23日条例第26号

改正内容:令和8年3月23日条例第26号〔令和8年4月1日〕

○鹿角市歴史民俗資料館条例

平成29年3月1日条例第5号

改正

令和元年12月20日条例第16号
令和8年3月23日条例第13号
令和8年3月23日条例第26号

鹿角市歴史民俗資料館条例

（設置）

第1条 市の歴史資料及び民俗資料（以下「資料」という。）の保存と活用を図り、もって市民の文化の向上に資するため、鹿角市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鹿角市歴史民俗資料館	鹿角市花輪字中花輪113番地

（施設）

第3条 資料館の主要施設は、次のとおりとする。

- (1) 展示ホール
- (2) 特別展示室

（事業）

第4条 資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の保存及び展示に関すること。
- (2) 資料の活用及び普及啓発に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資料館の目的達成のために必要な事業

（管理）

第5条 資料館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（業務の範囲）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に規定する事業に関する業務
- (2) 第10条に規定する利用許可、第11条に規定する利用許可の取消し等、第13条に規定する利用料金等の収受、第15条に規定する利用料金の減免、第16条に規定する利用料金の還付、第17条に規定する原状回復義務その他の業務
- (3) 施設及び設備の維持及び管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、資料館の運営に関し市長が必要と認める業務

（休館日）

第7条 資料館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日及び木曜日（ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日以後の最初の平日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

（開館時間）

第8条 資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

（観覧料）

第9条 展示ホールの観覧料は、無料とする。

（利用許可）

第10条 特別展示室を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 資料館の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他資料館の管理上支障があると指定管理者が認めたとき。

（利用許可の取消し等）

第11条 指定管理者は、許可した後においても、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又は利用を停止させることができる。

- (1) 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他資料館の管理上必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定により生じた利用者の損害については、指定管理者はその責を負わない。
- (利用料金)
- 第12条 利用者は、別表に定める区分により利用料金を納めなければならない。
- (利用料金の收受)
- 第13条 指定管理者は、前条の利用料金を自己の収入として收受するものとする。
- (利用料金の承認)
- 第14条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長に申請し、承認を受けて定めるものとし、これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。
- (1) 別表に掲げる額の範囲内であること。
- (2) 資料館の適切な運営に要する費用に照らし、妥当なものであること。
- (3) 特定の利用者に対し、不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 3 指定管理者は、第1項の承認を受けた利用料金を利用者に明示するとともに、あらかじめ周知しなければならない。
- (利用料金の減免)
- 第15条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは利用料金を減免することができる。
- (利用料金の還付)
- 第16条 指定管理者は、既に徴収した利用料金は還付しない。ただし、利用者の責に帰することができない理由により利用できなくなったとき、その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。
- (原状回復の義務)
- 第17条 利用者は、特別展示室の利用を終了したとき、又は利用を停止されたとき、若しくは許可を取り消されたときは、直ちにその利用した場所を原状に回復しなければならない。
- (損害賠償)
- 第18条 資料館に入館した者が、その施設若しくは附属設備を損傷し、又は滅失したときは、市長の命令の下にこれを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (委任)
- 第19条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。(平成29年10月教委規則第6号で、同29年10月17日から施行)ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- (準備行為)
- 2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 附 則(令和元年12月20日条例第16号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の条例の規定は、施行日以後の各施設の使用又は利用について適用し、施行日前の各施設の使用又は利用については、なお従前の例による。
- 附 則(令和8年3月23日条例第13号)
- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 附 則(令和8年3月23日条例第26号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

区分		利用料金の上限額
特別展示室	(1)興行又は営利目的の場合	920円
	(2)前号以外の場合	100円
暖房利用		110円

備考

この表において、利用料金は1時間当たりの額とし、利用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。